

【小規模建設工事】

令和2・3年度 魚沼市小規模建設工事業者登録申請要領

令和2・3年度に魚沼市が発注する小規模建設工事契約(修繕工事を含み、契約予定金額が80万円未満のもの)の業者選定の対象となることを希望される方の登録を受付します。

有効期間ごとに申請が必要です。

1 登録できる方: 次の要件にすべて該当する方

(法人又は個人で、建設業の許可の有無、経営組織の形態及び従業員数は問いません。)

1. 市内に主たる事業所を置き、**希望業種の建設工事入札参加資格審査申請書を提出していないこと。**
2. 建設業の許可以外の許可、免許等が必要な業種は、当該許可・免許等を受けていること。
3. 市税の滞納がないこと。
4. 契約を締結する能力を有すること。(破産者の場合は、復権を得ていること)

2 受付期間等: 受付期間は次のとおりです

1. 定期申請の場合
受付期間: 令和元年12月2日(月)～令和2年1月31日(金)まで【**定期申請は終了しました。**】
有効期間: 令和2年4月1日～令和4年3月31日
2. 随時申請の場合
受付期間: 令和2年2月1日以降【**随時申請受付中です。**】
有効期間: 審査後名簿に登録された日(令和2年5月1日以降)～令和4年3月31日
3. 受付時間: 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日及び年末年始の閉庁期間を除く)

3 申請書類等

1. 申請書類等は、必要な書類を魚沼市ホームページよりダウンロードして使用してください。財務課にも用意してあります。
・令和2・3年度 魚沼市小規模建設工事業者登録申請書
2. 添付書類
(1) 建設業の許可以外の許可、免許等が必要な場合はその写し
(2) 納税証明願・証明書(登録申請者が法人の場合は法人、個人の場合は個人の証明)
→「**税務証明交付閲覧申請書**」をご用意ください。
※納税証明書は魚沼市役所 税務課(本庁舎)・北部事務所・入広瀬分室の窓口で発行します(郵送請求可)。本人確認のため免許証等の提示をお願いしています。
※法人の場合、必ず委任状が必要ですので、上記申請書中段の委任状欄に記載してください。

【小規模建設工事】

4 提出先及び問い合わせ先

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地
魚沼市役所 本庁舎 総務政策部 財務課 契約係
電話:025-792-9205
FAX:025-792-9500
E-mail:keiyakukensa@city.uonuma.lg.jp

5 その他(注意事項)

1. 登録名簿は公開しますので、あらかじめご承知のうえ申請してください。
2. 小規模建設工事業者登録制度に登録した業者は、発注の業者選定の対象となりますが、当該選定や契約を約束するものではありません。